

【国の制度に則った県産加工用米等を購入したことを証明する書類の提出について】

提出書類

次の①、②の書類を提出してください。

県産加工用米等を購入したことを証する書類の提出がないと補助金を交付することが出来ません。

- ① 納品書・請求書・領収書等の写し（県産加工用米等であることが明記されているもの）

⇒品目名や備考欄等に「県産」、「加工用米」と記載されていることが必要です。

- ② 米の仕入先との加工用米等の取引に関する契約書の写し

※②の書類が提出できない場合は、代わりに以下の③～⑤の中から1つを提出してください。

- ③ 農家等（米の仕入先）が国に提出した『加工用米等取組計画書』の写し

⇒需要に応じた米の生産・販売に関する要領 別紙様式第3-1号（次スライド参照）

作成するのは農家等ですので、作成しているかご確認ください。JA等が代行作成している場合があります。

- ④ 『加工用米等購入計画書』の写し

⇒需要に応じた米の生産・販売に関する要領 別紙様式第3-3号（次スライド参照）

需要者等（米を使った加工品の製造者等）が農家等（仕入れ先）に提出する書類です。

- ⑤ 米の販売事業者が整備している加工用米の出荷先及び売渡しに関する台帳の写し

⇒米の販売事業者は加工用米等の適正流通の観点から、加工用米の出荷に関する台帳を整備することになっています。

添付する書類の様式例

<加工用米等取組計画書> (③書類の参考様式)

別紙様式第3-1号

年 月 日

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府付随総合事務局長 殿

取組主体
住 所
氏 名
電 話
(E-mail)

○年産加工用米等取組計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第5の1の規定に基づき、加工用米等取組計画書を下記のとおり提出します。

記

1 用途等

加工用米	新規需要米				
飼料用	米粉用	新市場開拓用	醸発酵粗飼料用箱 (WCS用箱)	青刈り稲・わら専用箱	その他 ()
		輸出用		※ 飼料用に限る。	

- (注1) 新市場開拓用のうちその他の場合は、具体的な用途を()に記載すること。
(注2) 用途ごとに別量で作成すること。

2 取組計画

(1) 生産計画

種 類	品 種	数 量 (玄米kg、 ロール数等)	単 取	面積 (㎡)	出荷方式	備考
※1	※2	※3	※4	※5	※6	※7
計						

- ※1: 加工用米はうるち米、もち米別に、新規需要米はうるち米、もち米、醸造用米(輸出用日本酒の原料に限る。)別に記入すること。(以下同じ。)
 ※2: 多収品種又は米粉専用品種の場合は具体的な品種名を記入し、その他の場合は品種名又は「その他」と記入すること。
 ※3: 玄米短粒米で記載する。ただし、新規需要米において子実をとらない場合は、現況に応じて記入すること。(醸発行粗飼料用箱(WCS用箱)及び青刈り稲・わら専用箱については、ロール数又は束数等により記入すること。(以下同じ。))
 ※4: 区分管理方式による出荷を行う場合であって、多収品種(別紙1の第4の3に規定する多収品種をいう。)を作付するときは、地域生産協議会又は市町村と協議の上、地域の合理的な単収を上回る単収であったり農業試験場等において実証されたものを用いて生産予定面積を算出することができる。
 ※5: 区分管理方式の場合は区分管理計画書に記載した品種ごとの面積と一致すること。
 ※6: 区分管理方式による出荷の場合は「区分」と、一括管理方式による出荷の場合は「一括」と記入すること。
 ※7: 醸発行粗飼料用箱(WCS用箱)の場合は、ロール等の大きなサイズ、重量を記入すること。
 (注) 全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体及び認定方針作成者が取組主体の場合は、品種、単収及び出荷方式の各欄の記入を省略できることとする。

(2) 販売計画

種 類	契約内容					
	契約相手方 ※1	使 途 ※2	品位 ※3	引渡時の 懸検 ※4	数量 (玄米kg) ※5	販売価格 (円/kg(税込)) ※6

- ※1: 契約者である実業者及び仲介業者ごとに名称及びそれぞれの所在地の都道府県を記載すること。
 また、買取販売事業者に販売する場合は当該買取販売事業者を記入すること。
 例: ○株式会社(需要者) 【○県】、△株式会社(仲介業者) 【○県】、□株式会社(買取事業者) 【○県】
 ※2: 加工用米について、醸造用、焼酎、加工米飯、味噌等調味料、米穀粉、米菓、包装もち、その他別を記入すること。(新規需要米の場合は記入不要)
 ※3: 水磨りうるち玄米3等以上等、契約書の内容に応じて欄外に記入すること。

- ※4: 需要者等に引き渡す際の懸検(生もみ、乾もみ、玄米、精米等)を記入すること。(販売契約書の懸検と一致すること)
 ※5: 取組主体のうち、全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体、認定方針作成者及び農業者団体は販売価格を記入すること。

3 適正流通の確保に向けた措置 (具体的な措置内容を記載)

4 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称

(注) 全国生産出荷団体及び都道府県生産出荷団体は省略できる。

【添付書知】

- 1 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体が取組主体の場合は、団体間集荷計画書(別紙様式第3-4号)
- 2 需要者団体等及び農業者が作成した加工用米及び新規需要米の流通に係る誓約書(別紙様式第3-5号)
- 3 取組計画書提出に係るチェックシート(別紙様式第3-6号)
- 4 農産局長又は地方農政局長等が特に必要と認める資料

- (注1) 電通処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じて様式を変更することができるものとする。
 (注2) 以下に掲げる販売契約等の状況が分かるいずれかの書類について、農産局長及び地方農政局長等の求めに応じて提出できるよう適切に整理し、保管する。
 1 販売契約書
 2 買取販売事業者に販売を行う場合にあつては買取販売承認通知書(別紙様式第11-1号)及び契約書
 3 自家加工農業者にあつては加工用米等自家加工等販売計画書(別紙様式第3-2号)

<加工用米等購入計画書> (④書類の参考様式)

別紙様式第3-3号

年 月 日

殿

需要者団体等
住 所
氏 名

○年産加工用米等購入計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第5の1の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 購入計画(見込)

種 類	態 様	使 途	数 量 (玄米kg)	能 様 別 数 量 (実kg)
計				

- (注1): 種類はうるち米・もち米別、懸検は丸玄米・精米・変形加工等を記載すること。
 (注2): 懸検が丸玄米以外の場合は、購入を希望する懸検別の数量を記載すること。
 (注3): 用途は、加工用米に限り、清酒用、焼酎、加工米飯、味噌等調味料、米穀粉、米菓、包装もち、その他別を記載。
 (注4): 構成員を有する加工用米需要者団体の場合、「1 購入計画(見込)」に準じて組合員別の内部を添付すること。
 (注5): 購入計画数量は、他の取組計画との購入計画と重複させないこと。
 (注6): 販売契約書の写しを提出する場合は、本購入計画書の提出は要しない。

2 購入希望時期

提出書類の根拠

提出書類	根拠	内容
仕入先との契約書	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領 別紙1第6の2	取組主体は、加工用米等を需要者団体等に対して売り渡そうとする場合は、以下に掲げる事項を記載した販売に関する契約を締結する。
加工用米等取組計画書	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領 別紙1第5の1	取組主体は、需要者団体等との契約等を基に、取組計画書を作成する。
加工用米等購入計画書	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領 別紙1第5の1	<p>取組計画書については、(2)に掲げる必要書類を添付し、1部保管の上、生産年の6月30日までに、…地方農政局等に提出し、…</p> <p>(2) 取組計画書に添付する書類 ア 需要者団体等からの購入計画書</p>
加工用米の販売先の台帳	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領 別紙1第8の1	取組主体、需要者団体等、特認団体、買取販売事業者、仲介事業者及び農業者は、加工用米等の適正流通の観点から、主食用と加工用米等を区分して保管管理するとともに、加工用米等の保管台帳、出荷に関する台帳及び売渡しに関する台帳を整備し、管理状況を明確にしておくこととする。